

介護保険料特別徴収（年金天引き）は合憲

国民健康保険訴訟 最高裁第三小法廷判決について

上告人（原告） 杉 尾 正 明

2006（平成18）年3月28日…最高裁第三小法廷は、国民健康保険及び介護保険国家賠償訴訟について、3月1日の国民健康保険取消訴訟判決の趣旨に徴して明らかであるといずれも上告棄却…介護保険料の特別徴収（いわゆる年金天引き）について、地方税法（遊興飲食税の特別徴収）や所得税法（源泉徴収に関する規定）についての最高裁大法廷判決の趣旨に徴して明らかであるとして、介護保険料の老齢基礎年金等からの天引き（特別徴収）を合憲と判示しました。

国保保険料及び介護保険には憲法84条の規定が直接に適用されることはないが、同条の趣旨が及ぶと解するべきであるとしながら…国保条例に保険料率を明示していなくても（いわゆる告示方式）…国保法81条及び憲法84条の趣旨に反しないとして…国保条例を合憲としながら、介護保険料の特別徴収（年金天引き）については、地方税法や所得税法の特別徴収や源泉徴収と同一である（事実上租税と認めた）して合憲とする…最高裁判決を理解・納得する国民は皆無に近いでしょう。

旭川市国保条例に国保料率を定率・定額で規定させましょう

2006（平成18）年3月1日…最高裁大法廷は、市町村国保の保険料について、憲法84条の規定が直接に適用されることはないが、同条の趣旨が及ぶと解するべきであるとしながら…国保条例に保険料率を明示していなくても（いわゆる告示方式）…国保法81条及び憲法84条の趣旨に反しないとして…旭川市国保条例を合憲としました。

しかしながら、国保税と国保料の差異は時効以外ほとんどが同一であり…告示方式が国保税のときは違憲…国保料のときは合憲とする…最高裁判決を理解・納得する国民は皆無に近いでしょう。

道北生活と健康を守る会は、平成18年3月15日 国民健康保険の保険料額の決定過程の明確性を求める市民の立場から…旭川市国保条例（旭川市国保条例施行規則を含む）に国民健康保険の保険料率を定率・定額で具体的に規定するよう…旭川市長に対し要請…旭川市議会議長に対し陳情しました。

憲法29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

憲法84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。